

香川県立保健医療大学規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月8日

香川県知事職務代理者
香川県副知事 西原義一

香川県規則第21号

香川県立保健医療大学規則の一部を改正する規則

香川県立保健医療大学規則（平成15年香川県規則第105号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
<p>(分掌事務)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1)～(19) 略</p> <p>(20) 授業料の減免並びに授業料及び入学金（以下「授業料等」という。） の分納及び納付の猶予に関すること。</p> <p>(21)～(24) 略</p> <p>2 略</p> <p>(授業料等の分納及び納付の猶予)</p> <p>第14条 知事は、特別の理由があると認めるときは、<u>授業料等</u>の分納を許可し、又はその納付を猶予することができる。</p> <p>2 授業料等の分納及び納付の猶予に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第5条 事務局の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(19) 略</p> <p>(20) 授業料の減免、<u>分納</u>及び納付の猶予に関すること。</p> <p>(21)～(24) 略</p> <p>2 略</p> <p>(授業料の分納及び納付の猶予)</p> <p>第14条 知事は、特別の理由があると認めるときは、<u>授業料</u>の分納を許可し、又はその納付を猶予することができる。</p> <p>2 授業料の分納及び納付の猶予に関し必要な事項は、別に定める。</p>

第2

改正後	改正前
<p>(分掌事務)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1)～(19) 略</p> <p>(20) 授業料及び入学金（以下「授業料等」という。）の減免、<u>分納</u>及び 納付の猶予に関すること。</p> <p>(21)～(24) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第5条 事務局の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(19) 略</p> <p>(20) 授業料の減免並びに授業料及び入学金（以下「授業料等」という。） の<u>分納</u>及び納付の猶予に関すること。</p> <p>(21)～(24) 略</p> <p>2 略</p>

(授業料等の減免)

第13条 知事は、経済的理由その他やむを得ない事情により授業料等の納付が困難であり、かつ、優秀であると認める者に対し、授業料等を減免することができる。

2 略

3 前2項に定めるもののほか、授業料等の減免に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料の減免)

第13条 知事は、経済的理由その他やむを得ない事情により授業料の納付が困難であり、かつ、学業成績が優秀であると認める者に対し、授業料を減免することができる。

2 略

3 前2項に定めるもののほか、授業料の減免に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2の表の改正部分及び次項中香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）別表4の16の表1の項(1)の事項の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 香川県出先機関事務決裁規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表4（第3条、第4条関係） 小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項 1～15 略		別表4（第3条、第4条関係） 小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項 1～15 略	
16 保健医療大学		16 保健医療大学	
関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分 所長等 課長等
1 保健医療大学 規則関係事務 規…香川県立保 健医療大学 規則	(1) <u>授業料等</u> を減免 すること。（規13条 1項・2項） (2) <u>授業料等</u> の分納 を許可し、又はその 納付を猶予すること。 (規14条1項)	略	
2・3 略		2・3 略	
17～32 略		17～32 略	